山江村農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和７年１月１０日（金）午前９時００分から午前１０時４７分

２．　開催場所　山江村役場　２階大会議室

３．　出席委員（１４名）

農業委員　　７名

推進委員　　７名

４．　欠席委員（１名）

農業委員　　１名

５．　議事日程

日程１　開会（事務局長）

日程２　会長挨拶（会長）

日程３　諸般事情報告

日程４　議事録署名委員の指名について

日程５　議第１号農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程６　議第２号農地法第３条の規定による、許可申請に対する意見決定について

日程７　議第３号山江村農用地利用集積計画（第１０次）に対する意見決定について

日程８　議第４号山江村農用地利用集積等促進計画（第７次）に対する意見決定について

日程９　その他

日程１０　今後の行事

日程１１　閉会（会長）

６．　農業委員会事務局職員

事務局長

７．　会議の概要

	（村長挨拶後）
事務局長	それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。 改めまして、新年あけましておめでとうございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。それでは、山江村農業委員会の１月期総会を始めさせていただきます。山江村農業委員会における農業委員の総数は８名で、本日の出席委員は７名であります。山江村農業委員会総会規則第８条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和７年１月期の農業委員会総会を開会いたします。 日程２「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。
会長	（会長挨拶）
事務局長	ありがとうございました。 次に日程３「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。
事務局長	○○推進委員どうぞ。
○○推進委員	去年あたりから太陽光のどうたらこうたらというのが始まってるじゃないですか。村抱えての事業に関してはいいと思うんですけど、私が借りてる人の話なんですけど、全国的にマップで見てこの田んぼいいなという感じで全然、遠方の業者から連絡が来て、まだ作ってるんですよ、作ってるにもかかわらず、そういう所に太陽光設置しませんとか、そういうのが聞いたんですよね、あちこちで。あるいは山江の事業でやってるかどうか分からない業者が、やはり近隣の所に訪ねてきて、作ってる、要は何が本当かというと、農地として作っている所を太陽光にしないかと、強引な、向こうから言えば強引とはわかってないんですけど、ただ、地主と業者の関りで小作してる人が、もしかしたら急にやめさせられるみたいな、そういう状況になるのかなと少し不安になったもんですから。そういうのとか何か話聞いてますか。
事務局長	○○推進委員の方からですね、質問というか。状況についてということですけれども。営農型の太陽光発電だと思います。農地をそのまま作付けをして、太陽光の発電施設を設置するということで、県内のかなりの所で営農型の発電所を申請が上がってきていると、いうような状況であります。近隣では人吉市とかもですね、あるということを聞いておりますし村内の農地所有者がそういう太陽光発電の施設をしたいんだけどという話があったりとかですね、直接、農業委員会の方にも来られている案件はあります。許可できないというわけではないですけれども、

農地をそのまま作付けを行って、ある程度は収量を確保する、というような条件もあるということで、県とも連携しながら、事業計画とか、そういったものをチェックをしながら、というところで県からもそういう相談があったら、県に上げてくださいという仕組みを作りながらやっている所ではあります。実際には、申請という形で上がってきてはいないので、後ほど研修の話もありますが、まだ打診はしてないんですけど、福知山に大規模な営農型の太陽光発電の所が設置されてるというのも新聞等で見てますので、そういったところも今回、一緒に見てですね、課題とかあれば、向こうから教えていただくという形でちょっと今考えている所ではあります。状況としては現在、そんな感じで対応しているところです。

〇〇推進委員　いろいろ村長も言われたとおり、農業に関しててはは分かるんですけど、根本的なもので、いい土地、いい場所というのは皆手放さないじゃないですか。そこで作付けして、だいたい米が主だと思うんでしょうけど。じゃあ新しい人が参入してきても、そういう所にあたらないわけじゃないですか。だけど、そこの地主がその太陽光をするからと言ってどうかなという話です。それで価格は若手を参入させて農地やりたいていうけど、耕作放棄地はいくらでもあるのに、作っている所にわざわざそういうことするかなという疑問ですよね。太陽光の下でＷＣＳが育てばいいと思うんですけれども。だいたい分かりますよね。そういうことが実現できるかというのは。今確かか分からんようなこと。そういうのはどこまで本気なのかなと思うんですよね。私なんかも自分で土地持ってて、自分の要領でできるならこんなことも不安には思わないんですけども。ほとんど借りて作ってる身分ですから、そういう太陽光とかでいいのかもしれないですけど、根本的には作物が作れる場所というのが減っていっては何にもならないと。例えばちょっとした耕作放棄地やらに太陽光やら立てて、そういうのが活用できるというんだったら分かるけど、何も、作っているところを荒らしてまでという話はどうかなとはなりますので、そういうのを聞きたかったんですけど。

事務局長　そうですね。耕作放棄地があるということで、けっこう施設も大きくなるので、ある程度の所と、送電関係で立地条件とかもこういう所がいいとかはあるように聞いているんですけれども、農業委員会にもかける案件になると思いますので、そこは皆さんとも審議しながら進めていければと思っておりますので。よろしくお願いいたします。

事務局長　よろしいでしょうか。他にございませんか。

（なしの声）

事務局長　よろしいでしょうか。それでは次に進みたいと思います。
日程４「議事」に入ります。日程４以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長　はい。これより、議事に入ります。まず、日程４議事録署名委員の指名について。山江村農業委員会総会規則第２０条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は３番農業委員、４番農業委員にお願いいたします。次に日程５、議第１号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第１号についてご説明いたします。総会資料の１ページをお開きください。議第１号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第１８条第６項及び同法施行規則第６６条の１項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和７年１月１０日提出、山江村農業委員会会長。２ページから３ページまでが、解約通知書と合意解約書の写しです。（申請内容について説明）。４ページに地籍図を添付しております。（場所について説明）。解約理由は、耕作不便による解約となっております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からでも質疑・意見結構ですので、何かありませんでしょうか。

議長　はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員　これは、いつから契約なさってたんですか。期間的には短いとか。

事務局長　はい。２４年の１月１日からですね。借り入れをされて、３３年の１２月３１日までの１０年間で設定をされていたものです。

〇〇推進委員　わかりました。

議長　　他にございませんか。

（なしの声）

議長　　質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　　はい。ないようですので、それでは採決をいたします。議第１号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　　はい。全員挙手により、議第１号は原案のとおり承認いたします。

議長　　次に日程６、議第２号「農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　　それでは、議第２号について説明をいたします。総会資料の５ページをご覧ください。議第２号「農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第３条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和７年１月１０日提出、山江村農業委員会会長。６ページをお開きください。農地法第３条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等については譲渡人が〇〇県在住の方、譲受人は山江村在住の〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりです。総面積が 1,520 ㎡でございます。総額は記載のとおりとなっており、経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。７ページが申請書の写しになります。８ページから１０ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第３条第２項各号の判断につきましては、１１ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲受人、会長と担当推進委員と共に１月７日に行っております。以上でございます。

議長　　はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。

１月７日９時５０分頃より、譲渡人の方は欠席でした。譲受人の方、

事務局長、担当推進委員、私の４人で確認に行ったところです。場所は、地籍図８ページ、中央の白い所が〇〇のグラウンドになります。その近くの農地です。２筆とも栗を植えてありますが、今後も栗を植える予定です。〇〇地番の方は９ページの写真のとおり、竹が密植しております。今年は竹の駆除、栗の老木の伐採を中心に、〇〇地番の方は地目が田ということで山からの出水もありますし、それも確認をしながら排水施設を造成しながら、今年は無理かもしれませんが、できるだけ今年中に栗の植栽をするということでした。譲受人の方は、栗を中心に規模拡大をしている方です。耕作放棄地の解消にはなりますし、いいんじゃないかと思いますので審議の方をよろしくお願いいたします。

議長　　続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から他に何かありませんでしょうか。

担当推進委員　　ありません。

議長　　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　　推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長　　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　　はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第２号農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　　はい。全員挙手により、議第２号は原案のとおり決定いたします。

議長　　次に日程７、議第３号「山江村農用地利用集積計画（第１０次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第３号についてご説明をいたします。総会資料の１２ページをお開きください。議第３号「山江村農用地利用集積計画（第１０次）に対する意見決定について」令和６年山江村農用地利用集積計画（第１０次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和７年１月１０日提出、山江村農業委員会会長。１３ページから１４ページが意見書の写しでございます。１５ページが総括表となっております。１６ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、農地中間管理事業を利用せず相対での利用権設定となっております。今回申請されましたのは新規設定が２件です。案件の総面積は 3,820 ㎡でございます。それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。総会資料の１７ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇県在住の方、借り手は山江村在住の〇区の方でございます。１８ページをご覧ください。（申請内容について説明）。１９ページから２０ページまでに地籍図、現況写真を、２１ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長と担当推進委員とともに１月７日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。

１月７日１０時５分頃より、貸し手の方、借り手の方双方とも欠席でした。事務局長、担当推進委員、私の３名で現地確認を行いました。場所は１９ページ、（場所について説明）。２０ページの写真でも分かりますように、以前から借り手の方で管理をされております。道の反対側も今の借り手の方が管理をされております。今後も借り手の方で管理をされていくと思います。審議の程よろしくお願いいたします。

議長　続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員　特にありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の新規設定１件１筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。総会資料の２２ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が山江村在住の〇区の方、借り手は山江村在住の〇区の方でございます。２３ページをご覧ください。（申請内容について説明）。２４ページから２５ページまでに地籍図、現況写真を、２６ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員と共に１月７日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員　はい。それでは説明いたします。１月７日午前１０時４５分より、現地にて事務局長、担当推進委員、借り手の方、私の４人で立会いをしてきました。（申請地所在について説明）。貸し手の方は〇区の方、借り手の方は〇区の方で以前から長い事ここで耕作をされておりまして、今後も綺麗に管理されて行かれると思いますので何ら問題はないと思います。審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員　特にございません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件１筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件１筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長　次に日程８、議第４号「山江村農用地利用集積等促進計画（第７次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第４号についてご説明をいたします。総会資料の２７ページをお開きください。議第４号「山江村農用地利用集積等促進計画（第７次）に対する意見決定について」令和６年山江村農用地利用集積等促進計画（第７次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和７年１月１０日提出、山江村農業委員会会長。２８ページから２９ページが意見書の写しです。３０ページが総括表となっております。３１ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は１０年、公社と借り手は５年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますので

ご覧ください。なお、案件は新規設定５件で、総面積は 12,582 ㎡でございます。

それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。３２ページ、並びに４２ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手が山江村在住の〇区の方、借り手が農業公社を介して山江村在住の〇区の方でございます。３２ページをご覧ください。（申請内容について説明）。３４ページから３５ページまでに地籍図、現況写真を、３６ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の代理の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、１月７日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員　それでは私から説明をいたします。１月７日午前９時より、貸し手の方は欠席で、借り手の方が代理の方でした。それと局長、私と担当推進委員の４名で行いました。（場所について説明）。昨年から米を作っておられて、網も張って綺麗にしておられました。問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長　続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員　はい。ありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。それでは質疑・意見がないようですので、採決をいたします。

新規設定１件１筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件１筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の新規設定１件１筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。総会資料の３７ページ並びに４２ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手が山江村在住の〇区の方、借り手は農業公社を介して山江村在住の〇区の方でございます。３７ページをご覧ください。（申請内容について説明）。３９ページから４０ページまでに地籍図、現況写真を、４１ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の代理の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、１月７日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員　はい。説明いたします。１月７日午前９時１０分より、借り手の方は代理で、貸し手の方は来ておられました。そして、局長と私と担当推進委員の５名で調査いたしました。（場所について説明）。４０ページを見てもらいますと、電柵もしてあって、昨年から作付けもしてありましたので問題はないと思いますので、慎重審議よろしくお願いいたします。

議長　続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員　はい。ありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件１筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件１筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の新規設定１件２筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の新規設定１件２筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。総会資料の４３ページ並びに４４ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手が山江村在住の〇区の方、借り手は農業公社を介して山江村在住の〇区の方でございます。４３ページをご覧ください。（申請内容について説明）。４５ページから４６ページまでに地籍図・現況写真を、４７ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方はちょっと時間が押しましたので私は会えませんでしたけれども、担当農業委員の方で本人と確認をされております。それと借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに１月７日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員　はい。それでは説明いたします。１月７日午前１０時５５分より現地にて立会いをしてきました。先ほど説明をしてもらいましたが、時間の都合によりましてバラバラでしたが、貸し手の方、借り手の方、そして事務局長、担当推進委員、私の５名での立会いをしてきております。（場所について説明）。こちらも借り手の方は以前から耕作をされておりまして、毎年綺麗に管理をされておりますので、今後も大丈夫と思いますので、審議の程よろしくお願いいたします。

議長　　続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員　　特にございません。

議長　　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

６番農業委員　　はい。

議長　　はい。６番農業委員。

６番農業委員　　直接支払いとなってるんですけど、この分の直接決裁申出書というのはないんですか。

事務局長　　はい。すみません。ここは物納でですね、もみで〇袋だったですが、書類がまだ間に合ってなくてですね、今、担当に連絡をして後ほど出してもらうようにしますので、よろしくお願いします。

６番農業委員　　ありがとうございます。

議長　　よろしいですか。他にございませんか。

（なしの声）

議長　　推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長　　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件２筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　　はい。全員挙手により、新規設定１件２筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長　　続きまして、賃借権の新規設定１件３筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長　　それでは、賃借権の新規設定１件３筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。総会資料の４８ページ及び４９ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手が山江村在住の〇区の方、借り手が農業公社を介して山江村在住の〇区の方でございます。４８ページをご覧ください。（申請内容について説明）。５０ページから５２ページまでに地籍図、現況写真を、５３ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の代理の方、Ａ担当農業委員、Ｂ担当農業委員とＡ担当推進委員、それからＢ担当推進委員と共に１月７日に行っております。以上でございます。

議長　　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、１筆目並びに２筆目について、私から補足説明をいたします。
　１月７日９時３５分頃より、貸し手の代理の方、借り手の方は欠席です。事務局長、Ａ担当推進委員、私の４名で現地確認を行ったところです。（場所について説明）。昨年までは、今回の借り手の方が米を作っております。今回、新規で中間管理機構を通して設定するようになったものです。借り手の方は〇〇、米を耕作されている方で、今後とも管理されていくと思います。審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　　続きまして、同様に確認を行いましたＡ担当推進委員から何かありませんでしょうか。

Ａ担当推進委員　　特にありません。

議長　　次に、３筆目についてＢ担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

Ｂ担当農業委員　　はい。説明いたします。（場所について説明）。２年前まではミシマサイコを作る予定でしたけれども、その年は作っておられませんでした。昨年から米を作られておりました。問題はないと思いますので、慎重・審議をよろしくお願いします。

議長　　続きまして、同様に確認を行いましたＢ担当推進委員から何かありませんでしょうか。

Ｂ担当推進委員　　ありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

６番農業委員　はい。

議長　はい。６番農業委員。

６番農業委員　先ほどと同様ですけど、直接の中身はどれくらいかなと思いまして。

事務局長　玄米で 30ｋｇの〇袋です。

６番農業委員　はい。ありがとうございます。

議長　よろしいですか。

６番農業委員　はい。ありがとうございます。

議長　他にございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方、他にございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件３筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件３筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、使用貸借権の新規設定１件１筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長　　それでは、使用貸借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。総会資料の５４ページ並びに５５ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手が山江村在住の１区の方、借り手は農業公社を介して山江村在住の９区の方でございます。５４ページをご覧ください。利用権を設定する土地は、山田乙字城２８１９−４、地目は田、面積が 1,982 ㎡です。期間は貸し手と公社は１０年、公社と借り手は５年となっております。５６ページから５７ページまでに地籍図、現況写真を、５８ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の方、担当地区の会長と担当推進委員と共に１月７日に行っております。以上でございます。

議長　　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、私から補足説明をいたします。
　１月７日１０時２０分頃より、貸し手の方、借り手の方は欠席でした、事務局長、担当推進委員、私の４名で現地確認を行ったところです。（場所について説明）。一昨年まで違う人が米を作っておられましたが病気の為作られなくなり、昨年は休耕地となっておりました。５７ページの写真のとおり休耕地ですが貸し手の方で草刈りだけは行なっておりましたが、今後管理が難しくなったということで、今回の契約となりました。借り手の方は今後、牧草を植える予定だということでありました。現在、畜産を中心に営農を行っている若い担い手の方であります。今後も問題ないと思います。審議の程よろしくお願いいたします。

議長　　続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員　　特にありません。

議長　　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　　推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長　　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件１筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件１筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長　開始より１時間ほど経っておりますので休憩に入りたいと思います。９時１０分より再開いたします。

休憩（９時００分～９時１０分）

議長　次に日程９「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長　「その他」について説明。
〇農地法第３条許可案件の事前協議について
〇令和７年度総会・現地調査日程（案）について
〇最適化推進施策意見集約について
〇広報委員会議について（１月２１日火）
〇令和６年度山江村農業委員会先進地視察研修（案）について
〇令和６年度熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会について
〇地域計画及び目標地図（案）の状況について
〇第３四半期報酬の支払いについて
〇ホームページ用議事録について
〇活動記録表について
〇新年会について

議長　はい。日程９その他について事務局より連絡がありましたが皆様方から質疑・意見等ございませんか。総会の終わった後でも結構ですので、何かあったら事務局へお尋ねいただきたいと思います。それでは、次に日程１０「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長　今後の行事について説明。

議長

はい。それでは、日程１１「閉会」に移ります。

以上を持ちまして、農業委員会１月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和 7 年 1 月 10 日(金)午前 10 時 47 分終了

議長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿